

会 員 各 位

東京都社会保険労務士会
中 央 支 部
支 部 長 助川 弘美
(公印省略)

中央支部 平成 30 年度第 3 回例会及び第 3 回研修会のお知らせ

晩秋の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、中央支部におきましては、第 3 回例会及び研修会を下記により開催致しますので、
多くの会員の皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 **平成 30 年 12 月 12 日 (水) 午後 2 時 20 分から 4 時 45 分**
 2. 会 場 **中央区立 日本橋公会堂 2 階 第 3、4 洋室**
〒103-8360 中央区日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター内
(電話番号) 03-3666-4255
 3. 例 会 午後 2 時 20 分から 2 時 50 分
○東京会、中央統括支部、中央支部等に関する諸連絡
○新規入会者の紹介
○情報その他
 4. 研修会 午後 3 時から 4 時 45 分
※研修の時間は午後 3 時 00 分から 4 時 30 分迄 (1 時間 30 分) で
その後 4 時 30 分から 4 時 45 分まで質疑応答の時間を予定しております。
- テーマ： **～働き方改革関連法～**
「改正労働基準法、労働安全衛生法等の実務」
5. 中央労働基準監督署 第 4 方面主任監督官 労働基準監督官 松下 優子 氏

【概 要】

働き方改革関連法が 2018 年 7 月に公布され、いよいよ 2019 年 4 月 1 日から順次施行されます。「働き過ぎ」を防ぎながら「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するため①残業時間の上限規制②勤務間インターバル制度の導入促進③年 5 日間の年次有給休暇の取得 (企業に義務付け) ④月 60 時間超えの残業の割増賃金率引上げ⑤労働時間の客観的な把握 (企業に義務付け) ⑥フレックスタイム制の拡充⑦高度プロフェッショナル制度を創設⑧産業医・産業保健機能の強化等、様々な労働時間法制の改正が行われます。会員皆様の企業、顧問先の対応はもう大丈夫でしょうか? 今回は中央労働基準監督署の労働基準監督官を講師に迎え改正点について基礎から実務的なことまで幅広くお話しして頂く予定です。来春前のこの時期だからこそ必聴です! 勤務会員、開業会員問わず是非ご参加下さい。

以上